

【質疑回答書】

申請のあった質疑に係る回答について、以下のとおりとします。

案件名：泉北水再生センターで使用する電気

種 別 (仕様書、その他)	質疑の内容	回 答
	入札書に記載する日付を教えてください。	入札書類は指定様式で配布するので、こちらで記載いたします。 日付は開札日です。
	内訳書は入札時の添付書類でしょうか。様式指定、様式任意のどちらでしょうか。	添付書類ではありません。 様式は指定しておりません。
入札説明書 2 - (5) 12 - (3) エ	平成31年10月に消費税が改正されるものとして算定すると記載されております。消費税増税時の対応については、現在弊社内で検討を進めているところではございますが、監督官庁への届出等の都合上、増税時の電気料金単価の決定については増税月の直前となる予定です。 つきましては、今回の入札で使用する平成31年10月以降の単価は、あくまで入札にあたっての仮の単価での提出となりますが、ご容赦いただけますでしょうか。 また、消費税率が増税された場合はその率に応じた料金単価に変更となり、変更後の単価で積算して電気料金をご請求させていただきますが宜しいでしょうか。	契約単価については、入札説明書「2 競争入札に付する事項 (5) 契約単価」に記載のとおりです。落札後に提出していただく積算内訳書に基づき税抜単価を算出し、平成31年9月30日までの検針分については、消費税及び地方消費税相当額として当該金額の8%を加算した金額を税込の契約単価とし、平成31年10月1日以降の検針分については、消費税及び地方消費税相当額として当該金額に10%を加算した金額を税込の契約単価(税込)とします。そのため、契約後に契約単価を変更することはできません。なお、契約書の料金単価表には税区分に応じてそれぞれの単価を明記します。

	<p>内訳書で使用する単価は税抜・税込のどちらでしょうか。</p>	<p>税込の単価を使用してください。 なお、入札金額の算出は上記のとおり税抜の契約単価から算出してください。</p>
	<p>内訳書の端数処理について指定があれば教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金 ・電力量料金 ・月ごとの合計金額 ・税込金額から税抜入札金額を算出する際（税込単価の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本料金、電力量料金、月ごとの合計金額 →別途協議させていただきます。 ・税込金額から税抜入札金額を算出する際 →入札金額については税抜単価から算出してください。
	<p>入札時に力率割引を含めますか。</p>	<p>入札説明書「12 入札方法等（3）入札書に記載される金額ア」に記載のとおり、含めてください。</p>
	<p>契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。</p>	<p>契約期間中に電力の契約に影響するような工事予定はありません。</p>
	<p>一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直しについて協議に応じて頂けますか。</p>	<p>社会的な大災害等が起こった場合は相談させていただきます。</p>
	<p>現在の供給者を教えてください。</p>	<p>現供給者は関西電力株式会社です。</p>
	<p>現供給者が一般送配電事業者の場合、該当地域の一般送配電事業者（ネットワークサービスセンター）と事前検討をされ、開札以降に切替手続きをしても間に合うことの確約をいただいておりますか。</p>	<p>新電力会社への切換え手続きについては以前に一度行っており問題ないと考えております。</p>
	<p>請求書はWEBからのダウンロードにてご対応いただけますか。</p>	<p>請求書については、印刷物にて対応しております。</p>

	<p>(権利義務の譲渡の禁止) 以下条文を追加いただくことは可能でしょうか。『若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』</p>	<p>契約書への文言追加はできません。</p>
	<p>(計量) 条文を追加頂くことは可能でしょうか。『計量は毎月1日午前0:00に行う。』</p>	<p>契約書への文言追加はできません。</p>
	<p>契約保証金免除申出書の金額が同規模とは何割程度を指しますか。提出期限を教えてください。契約書に金額がない場合様式への記入でよろしいですか。2年以内とはいつからの2年(公示日から、供給開始からなど)ですか。</p>	<p>契約保証金については、原則納めていただくことになっております。但し、契約保証金の納付の免除に関することについては、落札者との協議の上、決定します。</p>